



平成 28 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 ウ ラ イ 株 式 会 社

代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 森 田 亮

(コード番号2658 JASDAQ)

問 合 せ 先 取 締 役 総 務 統 括 本 部 長 兼 経 理 部 長 森 和 樹

(電話番号 075-361-0330)

株式併合及び定款の一部変更等に関する承認決議に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 1 月 8 日付け当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め
の廃止及び定款の一部変更等に関するお知らせ」（その後の訂正を含みます。以下「平成 28 年
1 月 8 日付け当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株
式併合及び定款の一部変更に関する議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株
主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案通り承認可決されましたの
で、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社株主であるフリージア・マクロス株式会社から提案のあった当社取締役森和樹、
板谷佳明及び澤田信一の解任に関する議案についても、本臨時株主総会に付議いたしまし
たところ、いずれも否決されましたので、あわせてお知らせいたします。

上記株式併合に関する議案が原案通り承認可決されました結果、当社の普通株式（以下「当
社普通株式」といいます。）は、上記株式併合の手続の過程において、株式会社東京証券取引
所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める JASDAQ（スタ
ンダード）市場（以下「JASDAQ」といいます。）における上場廃止基準に該当すること
となります。これにより、当社普通株式は、平成 28 年 2 月 9 日から平成 28 年 2 月 24 日ま
での間、整理銘柄に指定された後、平成 28 年 2 月 25 日をもって上場廃止となる予定です。上
場廃止後は、当社普通株式を JASDAQ において取引することはできませんので、ご留意く
ださいますようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案（株式併合の件）

当社は、平成 28 年 1 月 8 日付け当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、
以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に関して必要なご承認をいた
だくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

- ① 併合する株式の種類及び併合比率
当社普通株式 9,576,501 株を 7 株に併合いたします。
- ② 減少する発行済株式総数
10,999,992 株
- ③ 効力発生前における発行済株式総数
11,000,000 株
- ④ 効力発生後における発行済株式総数
8 株
- ⑤ 効力発生日における発行可能株式総数
20 株
- ⑥ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額
本株式併合により、株式会社モスト・ユー（以下「モスト・ユー」といいます。）以外の株主の皆様が保有する株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。併合の結果生じる 1 株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関連法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 235 条第 2 項が準用する会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社普通株式をモスト・ユーに売却すること、又は会社法第 235 条第 2 項が準用する会社法第 234 条第 2 項及び同条第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である平成 28 年 2 月 29 日の最終の当社の株主名簿において株主の皆様が保有する当社普通株式の数のモスト・ユーが平成 27 年 11 月 12 日から平成 27 年 12 月 25 日までの 30 営業日を公開買付けの買付け等の期間とする当社普通株式に対する公開買付けの買付け等の価格と同額である 270 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元1,000株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

また、本株式併合の結果、当社の発行可能株式総数は20株となること、かかる点をより明確化するために、当該事項に関する定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

変更予定日は、本株式併合の効力が発生する予定日の平成28年3月1日であります。当該変更の内容等は、平成28年1月8日付け当社プレスリリースをご参照ください。

3. 第3号議案（取締役3名（森和樹、板谷佳明及び澤田信一）解任の件）

当社株主であるフリージア・マクロス株式会社から提案のあった当社取締役森和樹、板谷佳明及び澤田信一の解任に関する議案については、いずれも本臨時株主総会において否決されました。

4. 上場廃止の予定について

上記株式併合に関する議案が原案通り承認可決されました結果、当社普通株式は、東京証券取引所の有価証券上場規定に定めるJASDAQにおける上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社普通株式は、平成28年2月9日から平成28年2月24日までの間、整理銘柄に指定された後、平成28年2月25日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQにおいて取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

5. 株式併合の日程

① 臨時株主総会基準日公告日	平成27年12月23日（水）
② 臨時株主総会基準日	平成28年1月7日（木）
③ 取締役会決議日	平成28年1月8日（金）
④ 臨時株主総会開催日	平成28年2月9日（火）
⑤ 整理銘柄指定日	平成28年2月9日（火）（予定）
⑥ 当社普通株式の売買最終日	平成28年2月24日（水）（予定）
⑦ 当社普通株式の上場廃止日	平成28年2月25日（木）（予定）
⑧ 株式併合の効力発生日	平成28年3月1日（火）（予定）

以上